

奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務 公募型プロポーザル募集要項

1 委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務

(2) 業務目的

県内の大学等における研究の成果を事業化に結びつけ、大学等発スタートアップを創出・支援することにより、奈良県においてスタートアップ企業が継続的に生み出されていく「スタートアップ・エコシステム」の形成及び県内経済の活性化を図る。

(3) 委託内容

「奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載

(4) 公募型プロポーザル参加に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託上限額

16,954千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 担当部局

奈良県地域創造部 大和平野中央構想・スタートアップ推進課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL : 0742-27-8946

E-mail : yamachu@office.pref.nara.lg.jp

2 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に大学等発スタートアップ支援に関する業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこ

と。

- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9) 及び (10) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、事前に参加資格確認申請書を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

(1) 参加申込書等の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 令和6年5月24日（金） 午後5時まで
- 提出先 1（6）担当部局に同じ
- 提出方法 電子メール（送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。）
※郵送及び持参は受け付けない。

○提出物（各1部）

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 事業者概要書（様式2）
 - ・会社概要などがある場合は添付すること。
- ③ 業務受託実績（様式3）
 - ・過去5年以内（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に、大学等発スタートアップ支援業務に関する類似業務を受託した実績を記入すること。
 - ・受託実績の証拠として契約書の写しなど証拠書類を添付すること。
- ④ 登記事項証明書
 - ・発行後3ヶ月以内のもの。写し可。
- ⑤ 財務諸表（直近事業年度分）
- ⑥ 県税の納税証明書
 - ・奈良県内に本支店、営業所等を有する法人の場合は、奈良県税に滞納（もしくは未納）のない証明
 - ・奈良県内に本支店、営業所等を有しない法人の場合は、本店所在地の法人事業税の納税証明書又は未納のない証明
 - ・いずれも発行後3ヶ月以内のもの。写し可。
- ⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ・納税証明書その3又はその3の3。発行後3ヶ月以内のもの。写し可。

※上記④～⑦については、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格（以下「奈良県の競争入札参加資格」という。）を有する者は、奈良県が発行する入札参加資格審査結果通知書の写しをもって代えることができる。

(2) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 令和6年5月31日(金) 正午まで

○提出先 1(6) 担当部局に同じ

○提出方法 電子メール(送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。)

※郵送及び持参は受け付けない。

○提出物

① 企画提案書(様式4)

② 企画提案明細書(様式5)

※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案明細書には提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とする。

※プロポーザルは、調査、検討及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部(図面等)の作成や提出を求めるものではない。

※プロポーザルには、実際に業務にあたる者が参加すること。

③ 見積書(様式任意)

・宛先は「奈良県知事 山下 真」とすること。

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)

・押印省略は可能。但し、押印省略する場合は責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

4 説明会

実施しない。

5 質問の受付及び回答

質問の受付については次のとおりとする。

○受付期間 令和6年5月16日(木) 午後5時まで

○受付方法 電子メール(送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。)

※様式は任意。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 1(6) 担当部局に同じ。

○回答方法 奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課ホームページで
随時公表

※質問者名は掲載しない。

6 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査は、「奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務公募型プロポーザル方式選定審査会」により、次の審査項目等について採点を行う。

① 業務遂行能力

② 企画提案内容

③ 経費見積

(2) 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、応募者多数の場合はプレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う

場合がある。

- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年6月10日(月)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(6月4日(火)頃予定)。

7 審査及び結果通知

企画提案書等は、奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務公募型プロポーザル方式選定審査会(以下「選定審査会」という。)において審査を行い、審査する審査委員の合計点を集計し、最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。ただし、総得点が一定基準(満点(100点×審査する審査委員数)の6割をいう。以下同じ。)に達しない場合は、最優秀提案者及び順位付けの対象としない。選定又は非選定の通知は全参加者に書面にて行う。

総得点が一定基準(満点の6割)に達した上で、同点で複数の最高得点者が出た場合は、「企画提案内容－業務遂行能力－経費見積」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。なお、「企画提案内容－業務遂行能力－経費見積」の点数がそれぞれ同点の場合、選定審査会の選定委員の合議で決める。

提案書の提出期限までに受理者の数が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再公告するものとする。ただし、地域創造部においてやむを得ないと判断されるとき、かつ当該事業者が参加資格要件を満たしているときは審議を継続することとする。この場合において、全ての評価項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合、当該事業者を受託業者として選定するものとする。また、再公告の結果、提案事業者が2者に満たない場合は、提案事業者が参加資格要件を満たしているときは審査を継続することとし、全ての評価項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合、当該事業者を受託業者として選定する。

なお、経費見積額について契約上限額以下の有効な見積を評価対象とし、仕様書や提案内容に応じた経費内訳が示されていない見積を提案した提案者は契約の相手方として特定しないこととする。

8 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に基づき業務委託契約を締結する。

ただし、最優秀提案者が3(1)に掲げる奈良県の競争入札参加資格を有しない場合は、契約までに同資格を取得するものとする。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出すること。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととする。

9 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 最優秀提案者の役員等(法人にあっては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴

- 対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

11 その他

- (1) 提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由にいたった場合は、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当するものが受託者として選定されている場合は、次点となった者と手続きを行う。
- (2) 提出された書類は返却しない。また提出した提案書等を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提案書等の受理後の差し替え及び追加、削除は、原則として認めない。
- (4) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (5) 提出期限までに提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなす。
- (6) 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止する。
- (7) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。参考見積において、仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しない。
- (8) 契約者は、仕様書5(1)に掲げる補助金の交付対象事業者となることができないことに留意すること。また、契約者と資本関係(発行済み株式総数の100分の25を超

える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。)又は人的関係(代表者又は役員がこれらの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。)があると認められる者も同様とする。

(9) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、担当部局の指示に従うこと。

(10) 委託期間中において、担当部局から委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。